

2025（令和7）年度 特定保健用食品技術部会の活動について考えること

特定保健用食品技術部会 部会長 株式会社明治 川手 雄二

一昨年より、機能性表示食品では表示することが許されていない疾病リスク低減表示において、公益財団法人 日本健康・栄養食品協会（以下、協会）の支援などを背景に、複数の申請があり、新規の表示許可（規格基準ではない）もなされました。今後も、疾病リスク低減表示を含め、特定保健用食品（以下、トクホ）全体の拡大・拡充を目標に、多方面で活動を進めてまいります。

○ワーキンググループ1：魅力ある制度設計の提案（疾病リスク低減表示の拡大・拡充、保健機能食品・特別用途食品制度の中の位置づけの明確化）

A班：我が国の制度は海外制度と比較して対象が狭く、消費者の健康寿命延伸に大きく貢献できるものとなっていない。そのため、これまで疾病リスク低減表示の拡大を目指し、海外制度、申請ガイダンス案、生活習慣病発症リスクファクターなどにフォーカスした表示の在り方等の調査研究を実施してきたが、引き続き調査研究を進めるとともに、行政での検討に提案等を行っていききたい。

B班：トクホ制度見直しを検討するには、保健機能食品制度全般から考える必要がある。消費者の制度理解度の向上が進まない中、行政における消費者教育の必要性和事業者との協働、消費者への情報提供や表示文言の在り方検討、他団体とのコミュニケーション等を通して、保健機能食品制度全般からトクホ制度の見直しを提案していききたい。

○ワーキンググループ2：事業者が利用しやすい制度運用の確保（現行制度での運用改善、行政当局への提案・協働）

A班：2024年4月に食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴い、これまで消費者委員会が担当していた安全性・有効性審査も消費者庁が担当することとなっている。そのため、これまで消費者委員会と対応してきた活動は、引き続き消費者庁と対応することになった。以前から、どのような審査がなされてきたか、議事録等で解析を進め、審査の見える化（による事業者予見性向上と審査スピードアップ）を進めてきたが、継続して進めていきたい。また、審査の結果をまとめた有効性の評価書についても併せて検討していきたい。

B班：ここ数年、トクホは事業者責任で表示する機能性表示食品に押され、新規申請件数は大きく減っています。一方、これまでに許可された品目は継続して販売され、再許可申請や変更届の利用によって新しさの維持も可能である。また、規格基準

型の申請要件などを見直すことによる利用促進もトクホの拡大・拡充には有意義と考えられます。これらを踏まえて、新規申請、再許可申請や変更届の手続きなどを見直すことで、行政・事業者双方の負担軽減を検討していきたい。

○ワーキンググループ3：トクホ活用の促進に向けた取組み（行政や保健関連団体を巻き込んだトクホ活用の仕組みづくりと普及啓発）

特定健診・保健指導でのトクホ活用など、行政等の健康施策と連携・連動したトクホ活用の仕組みづくりを進めている。引き続き、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、地方自治体、医師会／歯科医師会や栄養士会等職域団体、学会とのコミュニケーションを密にし、具体策の検討推進を行い、より実りのある仕組みを作っていきたい。他にもトクホ全体を網羅した冊子「トクホごあんない」や保健指導者をターゲットとした教材の作成と活用を進めており、1企業では困難なアプローチを含めて、継続してトクホ活用促進に向けた取組みを進めていきたい。

以上